別表三（一）付表一　記載要領

1　この表は、法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「受取配当等の益金不算入額（(別表八(一)「13」又は「26」)から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）　(11)」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（令和２年改正法附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度（次号において「旧事業年度」という。）を含む。）にあつては、「通算法人間配当等」とあるのは、「連結法人間配当等」として記載すること。

3　「通算法人の所得基準額加算額（別表三(一)付表二「13」）　(17)」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては、「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　(17)」として記載すること。

4　「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（別表八(三)「13」の合計額）　(19)」の欄の記載に当たつては、別表八(三)「13」の金額のうちに法第62条の５第４項（現物分配による資産の譲渡）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額を控除した金額の合計額を記載すること。